

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、 認定こども園などを利用する 子どもたちの利用料が**無償化**されます。

※0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- 幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの利用料が無償化されます。
 - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
※幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化になります。
 - 副食（おかず・おやつなど）の費用については、保護者の負担になります。
ただし、住民税非課税世帯の子どもたちと全ての世帯の第3子以降の子どもたちについては、副食（おかず・おやつなど）の費用が免除されます。
 - 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、無償化となるための認定や償還払いの手続きが必要な場合がありますので、役場までご確認ください。
 - 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限2.57万円まで無償化になります。
- 0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。
 - さらに、子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所などを利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。

【対象となる施設・事業】

- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、**地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象と**されます。
(注) 地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

幼稚園の預かり保育を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、役場から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

(注)「保育の必要性の認定」の要件については、就労などの要件(認可保育所の利用と同等の要件)があります。

- 幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

認可外保育施設などを利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、役場から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

(注1) 保育所、認定こども園などを利用できていない人が対象となります。

(注2)「保育の必要性の認定」の要件については、就労などの要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、役場までご確認ください。

- 3歳から5歳までの子どもたちは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額4.2万円までの利用料が無償化されます。

【対象となる施設・事業】

- 認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。

(注1) 認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育などを指します。

(注2) 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。

- 就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化されます。